

福祉教育推進事業実施要綱

福祉教育推進事業実施要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 当該事業は、保育所・認定こども園・小学校・中学校の園児・児童・生徒が社会福祉への理解と関心を高め、思いやりと優しさを養うことで社会連帯の精神と実践力を身につけることを目的として実施する。

(実施主体)

第2条 当該事業の実施主体は、保育所・認定こども園・小学校・中学校(以下「福祉教育推進協力校」という。)とし、岐南町社会福祉協議会は福祉教育推進協力校と連携して事業を推進する。

(事業内容)

第3条 福祉教育推進協力校における活動は、それぞれの実情に合わせ、おおむね次のような活動を行うものとし、本会会長は助成金を交付する。

- (1) 福祉講演会の開催や壁新聞などによる広報・啓発活動
- (2) 福祉をテーマにした作文募集、校内弁論大会
- (3) 校内及び地域の環境整備、清掃等の奉仕活動
- (4) 社会福祉施設への訪問による入居者等との交流や体験活動
- (5) 一人暮らし高齢者等の訪問活動
- (6) 共同募金等各種社会福祉活動への参加
- (7) その他、福祉教育推進に必要な活動

(助成対象費用)

第4条 当該事業の助成の対象費用については、別表のとおりとする。

(助成金の申請)

第5条 福祉教育推進協力校は、福祉教育推進事業申請書(様式第1号)を本会会長に提出する。

(助成金の決定)

第6条 本会会長は、福祉教育推進事業申請書の提出に基づき、その内容を審査し、福祉教育推進事業決定通知書(様式第2号)により、福祉教育推進協力校へ通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 福祉教育推進協力校は、前条による通知を受けたときは、福祉教育推進事業助成金請求書(様式第3号)を本会会長に提出する。

(助成金の交付)

第9条 本会会長は前条による請求書を受理したときは、助成金交付通知書(様式第4号)により、福祉推進協力校へ通知し助成金を交付するものとする。

(事業の変更)

第8条 福祉教育推進協力校は、事業に変更が生じた場合は福祉教育推進事業(変更・中止)承認申請書(様式第5号)を本会会長に提出する。

2. 会長は前項の申請があった時は、その内容を審査し、福祉教育推進事業(変更・中止)決定通知書(様式第6号)を福祉教育推進協力校へ通知するものとする。

(実績の報告)

第9条 福祉教育推進協力校は、福祉教育推進事業実績報告書(様式第7号)を本会会長に提出する。

(助成金の確定)

第10条 本会会長は、前条による実績報告書を受理したときは、助成金の額を確定し福祉教育推進事業助成金額助成金確定通知書(様式第8号)を福祉推進協力校へ通知するものとする。

返還金額が生じた場合は、福祉教育推進協力校は本会に返還しなければならない。

(その他)

第11条 前各項に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から適用する。

別表

【助成対象費用】

保 育 所・認定こども園	20,000円
小 学 校	80,000円
中 学 校	80,000円

【様式・提出期限等】

様式種類	様式番号	提出期限	添付書類
申請書	様式第1号	7月31日	
請求書	様式第3号	決定通知通後	
変更・中止 承認申請書	様式第5号	変更実施前	(別紙)
報告書	様式第7号	3月14日	・領収書の写し ・授業の様子がわかる物 (広報紙、資料、写真、掲示物など)